

不利益処分の処分基準

処分名		違反転用に対する原状回復等の措置の命令等
根拠法令及び条項		農地法(昭和27年法律第229号)第51条第1項
所管部局課室担当名		農政部農村振興課農地利用係 (TEL:内線4174、4175、4180)
処分基準	関係条項	
	基準	農地法第51条(違反転用に対する処分) 都道府県知事等は、政令で定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する者(以下この条において「違反転用者等」という。)に対して、土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、第四条若しくは第五条の規定によつてした許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するため必要な措置(以下この条において「原状回復等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。 (以下略) 「農地法関係事務に係る処理基準について」(平成12年6月1日付け12構改B第404号)別紙1の第15の1 「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号)第2の7の(2) 「農地事務の手引」(令和6年9月30日付け農村第628号) 「農地法の適正な運用に係る留意事項について」(令和7年3月14日付け農村第1025号)
	参考事項	
	設定等年月日	平成6年10月1日設定 (令和7年3月14日変更)
備考		

不利益処分の処分基準

処分名		所有制限に係る小作地の買収令書の交付
根拠法令及び条項		旧農地法(昭和27年法律第229号)第11条第1項 (農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)附則第3条第1項)
所管部局課室担当名		農政部農村振興課農地利用係 (TEL:内線4174、4175、4180)
処分基準	関係条項	
	基準	本処分は先例がないため、当面処分基準の設定は行わない。 農地法第3条(小作地等の買収に関する経過措置) この法律の施行前にされた旧農地法第八条第一項の規定による公示に係る小作地のその公示に係る買収については、なお従前の例による。 (以下略)
	参考事項	
	設定等年月日	令和 年 月 日設定 (令和 年 月 日変更)
備考		

不利益処分の処分基準

処分名		買収小作地附帯施設の買収令書の交付
根拠法令及び条項		旧農地法(昭和27年法律第229号)第14条第2項で準用する同法第11条第1項 (農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)附則第3条第2項)
所管部局課室担当名		農政部農村振興課農地利用係 (TEL:内線4174、4175、4180)
処分基準	関係条項	
	基準	本処分は先例がないため、当面処分基準の設定は行わない。 農地法第3条(小作地等の買収に関する経過措置) (略) 2 この法律の施行前にされた旧農地法第十四条第二項(旧農地法第十五条第二項、第十五条の三第十項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。)又は第十五条第二項において準用する旧農地法第十一条第一項又は第二項の規定による買収令書の交付又はその交付に代わる公示に係る土地、立木、工作物又は水の使用に関する権利のその買収令書の交付又はその交付に代わる公示に係る買収については、なお従前の例による。
	参考事項	
	設定等年月日	令和 年 月 日設定 (令和 年 月 日変更)
備考		

不利益処分の処分基準

処分名		売渡農地等の買収令書の交付
根拠法令及び条項		旧農地法(昭和27年法律第229号)第15条第2項で準用する同法第11条第1項 (農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)附則第3条第2項)
所管部局課室担当名		農政部農村振興課農地利用係 (TEL:内線4174、4175、4180)
処分基準	関係条項	
	基準	本処分は近年事例がないため、当面処分基準の設定は行わない。 農地法第3条(小作地等の買収に関する経過措置) (略) 2 この法律の施行前にされた旧農地法第十四条第二項(旧農地法第十五条第二項、第十五条の三第十項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。)又は第十五条第二項において準用する旧農地法第十一条第一項又は第二項の規定による買収令書の交付又はその交付に代わる公示に係る土地、立木、工作物又は水の使用に関する権利のその買収令書の交付又はその交付に代わる公示に係る買収については、なお従前の例による。
	参考事項	
	設定等年月日	令和 年 月 日設定 (令和 年 月 日変更)
備考		

不利益処分の処分基準

処分名		解散農業生産法人利用農地等の買収令書の交付
根拠法令及び条項		旧農地法(昭和27年法律第229号)第15条の3第10項で準用する同法第11条第1項(農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)附則第3条第2項)
所管部局課室担当名		農政部農村振興課農地利用係 (TEL:内線4174、4175、4180)
処分基準	関係条項	
	基準	本処分は先例がないため、当面処分基準の設定は行わない。 農地法第3条(小作地等の買収に関する経過措置) (略) 2 この法律の施行前にされた旧農地法第十四条第二項(旧農地法第十五条第二項、第十五条の三第十項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。)又は第十五条第二項において準用する旧農地法第十一条第一項又は第二項の規定による買収令書の交付又はその交付に代わる公示に係る土地、立木、工作物又は水の使用に関する権利のその買収令書の交付又はその交付に代わる公示に係る買収については、なお従前の例による。
	参考事項	
	設定等年月日	令和 年 月 日設定 (令和 年 月 日変更)
備考		

不利益処分の処分基準

処分名		開発行為の中止、復旧行為の命令
根拠法令及び条項		農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第15条の3
所管部局課室担当名		農政部農村振興課農地調整係 (TEL:内線4174、4175、4180)
処分基準	関係条項	
	基準	処分基準は、法令に具体的に規定されているため、新たに設定しない。 農業振興地域の整備に関する法律第15条の3(監督処分) 都道府県知事等は、開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、前条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に付した同条第五項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第一項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成6年10月1日設定 (令和5年4月1日変更)
備考		